

令和 2 年度食品安全委員会運営計画

令和 2 年 3 月

食品安全委員会

目 次

○ 審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿	1
第 1 令和 2 年度における委員会の運営の重点事項	2
第 2 委員会の運営全般	3
第 3 食品健康影響評価の実施	4
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2 評価ガイドライン等の策定	
3 「自ら評価」の推進	
第 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	5
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2 食品安全モニターからの報告	
第 5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	5
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第 6 リスクコミュニケーションの促進	7
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	
第 7 緊急の事態への対処	10
1 緊急事態への対処	
2 緊急事態への対処体制の整備	
3 緊急時対応訓練の実施	
第 8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	10
第 9 国際協調の推進	11
1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2 海外の研究者等の招へい	
3 海外の食品安全機関等との連携強化	
4 海外への情報発信	

＜審議の経緯＞

令和２年１月30日 第29回企画等専門調査会

令和２年２月18日 第773回食品安全委員会（報告）

令和２年２月19日から３月19日まで 国民からの意見の募集

令和２年３月31日 第778回食品安全委員会

＜食品安全委員会委員名簿＞

委員長	佐藤	洋
委員長代理	山本	茂貴
	川西	徹
	吉田	緑
	香西	みどり
	堀口	逸子
	吉田	充

＜食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿＞

座長	合田	幸広		
	阿知和	梨香	亀井	美和子
	有路	昌彦	後藤	慶子
	有田	芳子	小西	寛昭
	石田	茂	坂野	譲
	稲見	成之	佐藤	宏哉
	畝山	智香子	下浦	佳之
	浦郷	由季	高岡	慎一郎
	大塚	真理子	戸部	依子
	大西	由美	永倉	智子
	鬼武	一夫	松本	吉郎
	神村	裕子	米田	千恵
			渡邊	和久

＜第29回企画等専門調査会専門参考人名簿＞

横田 篤宣

第１ 令和２年度における委員会の運営の重点事項

（１）事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

（２）重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。

a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進

平成３０年６月の農薬取締法の改正によって、国内登録のある農薬について一定期間ごとに最新の科学的水準に立って実施する再評価制度が令和３年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるよう準備作業を進める。

b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施

平成３０年６月の食品衛生法の改正によって、食品用器具・容器包装について国際整合的なポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質に関し、評価指針等に基づき、リスク評価依頼がなされた物質から順次リスク評価を行う。

c. 新たな評価手法の導入に向けた検討

ベンチマークドーズ法について、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」（令和元年１０月２９日委員会決定）に基づき、その活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。また、*in silico*評価方法の活用を推進するため、その適用手順等について知見の蓄積を行う。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う

④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、協力文書を締結している機関との定期会合や海外の専門家を招へいして国際ワークショップを開催する等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

（5）リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

(6) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

本年度においては、器具・容器包装について、ポリマー添加剤の評価に対応するため、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日委員会決定）の改訂を行うとともに、薬剤耐性菌について、国際的な動向を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を行う。

農薬については、再評価制度の開始も見据え、最新の科学的知見を踏まえ、残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）の改訂に向けて精力的に検討を進める。

添加物については、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を検討するとともに、遺伝子組換え食品等については、より適切な評価の推進のため、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日委員会決定）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の

安全性評価基準（平成16年3月25日委員会決定）の改訂を検討する。

3 「自ら評価」の推進

（1）「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

（2）「自ら評価」の調査審議の推進

前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進める。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）
- ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

（3）「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和3年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品

安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーションの促進

科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。本年度の重点テーマは「食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とするとともに、重点対象者は学校教育関係者及び食品関係事業者とするが、機動的な対応が必要な案件が生じた際には、適切に対応する。

また、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、対象者のニーズの把握に努める。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

（1）ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。特に、一般消費者向けの情報について、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を見直し、本年度内に更新する。

（2）SNS等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、新たな媒体の活用を含めた各ツールの役割分担・連携について、前年度に行った利用状況分析やアンケート結果を踏まえ、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、改善を進める。

① Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、上記利用状況分析やアンケート結果も踏まえた利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」として発信するとともに、「読物版」として、消費者のみならず食品関係事業者等にも役に立つ食品健康影響評価等の内容や食品の安全に関する情報を分かりやすく解説して発信する。

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

「精講：食品健康影響評価」等の講座について、講座参加者への復習の機会と、講座に参加できなくとも講座内容を視聴する機会を提供するため、動画として見やすい形になるよう資料を入れ込むなどの編集をした上で、掲載する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」を、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスター（2019年改訂）について、学会のブース出展等で掲示し、来場者への食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

くわえて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について、食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会等では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を複数地域で開催する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の

意見交換会を各地で開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)

さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、定期的に意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

マスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実

施する。消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。

(4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において、講演等とブース出展を行う。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月（着任者研修・実務研修）、12月（確認訓練）を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡

体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2020年5月 P r i o n 2020

5月 F A O／WHO合同残留農薬専門家会議（J M P R）トレーニング
コース

6月 第89回F A O／WHO合同食品添加物専門家会議（J E C F A）
（テーマ：食品添加物）

6月 第35回O E C D農薬作業部会

8月 米国バイオ規制視察

9月 J M P R

9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2020

10月 第90回J E C F A（テーマ：食品汚染物質）

10月 化学物質の複合曝露に関する国際ワークショップ及びリスク評価
手法に関するリエゾングループ物理的会合

2021年3月 米国毒性学会（S O T）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合を開催する。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central (PMC)への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

令和2年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
令和2年6月	○ 令和元年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	○ 令和2年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和3年1月	○ 令和3年度食品安全委員会運営計画について ○ 令和2年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

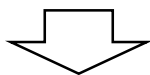
令和2年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
令和2年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和3年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

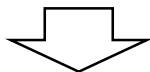
令和２年度の研究事業評価実施スケジュール

〔令和元年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（令和２年７月）



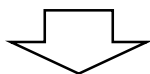
食品安全委員会への報告（令和２年９月）



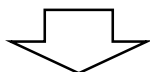
研究成果発表会（令和２年１０月）

〔令和２年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（令和２年１１月）

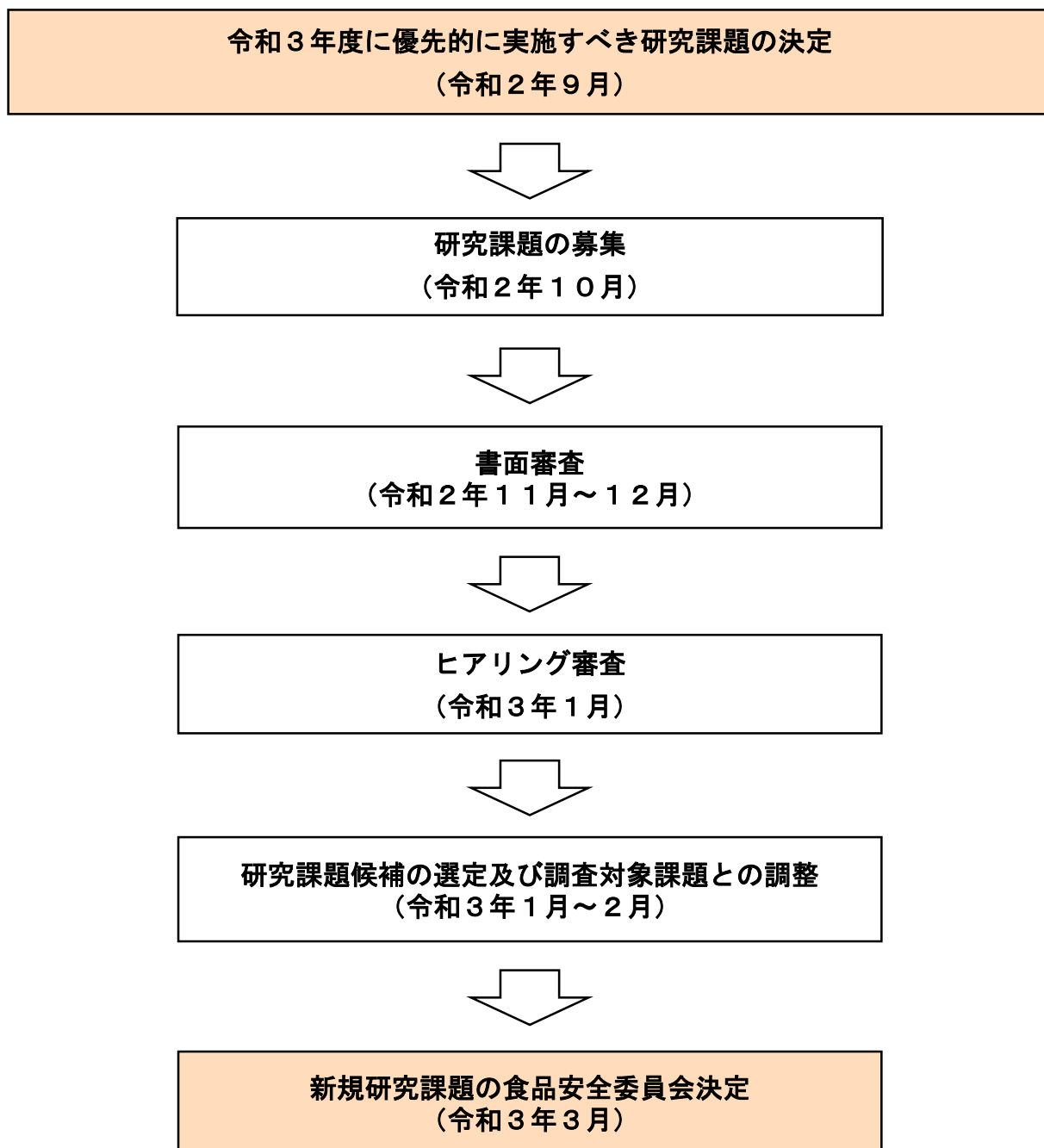


中間評価の実施（令和２年１２月）



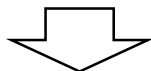
食品安全委員会決定（令和３年３月）

令和3年度新規研究課題決定までのスケジュール

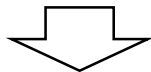


令和３年度に実施する調査課題の選定

令和３年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(令和２年９月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(令和３年１月～２月)



食品安全委員会決定
(令和３年３月)

「令和２年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する
意見の募集結果について

- １．実施期間 令和２年２月１９日～令和２年３月１９日
- ２．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- ３．提出状況 １通
- ４．頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
１．引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、消費者を始めとする国民が食品安全委員会を身近に感じ、情報を確実に得られるような工夫を行ってください。 【第６ リスクコミュニケーションの促進】 に関して 貴委員会は、ホームページ、SNS、ブログ等の様々な媒体を活用し、食品安全に関する情報提供を行っています。2019年度はホームページの見直しや時事に合わせた情報の発信に努めるなど、改善のための工夫が行われました。引き続き、基本的な教育や啓発を行うと共に、社会的な関心にも迅速に対応してください。 2020年度運営計画（案）では、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、ニーズの把握に努める方針が盛り込まれています。どんなに情報が充実しようとも、それを必要とする人が、必要な時に受け取れなければ、リスクコミュニケーションは成立しません。貴委員会が一般消費者向けとして公開している情報は数多くありますが、専門的な知識のない人が一読して理解できるようなものにはなっていません。受け手に寄り添った良いリスクコミュニケーションを実現さ	2019年度は、「食品安全の基本的な考え方」等を重点テーマに、意見交換会やキッズボックス等による分かりやすい工夫をした情報発信を積極的に行いました。令和２年度においても、各媒体の特性を踏まえつつ、引き続き積極的に意見交換や情報提供を行ってまいります。 また、令和２年度においては、消費者の意思決定がどのように行われているのかを把握するため、一般消費者等の国民を対象に、リスク認知状況や食品安全委員会の認知度等を調査することとしています。 この調査結果を活用し、受け手の状況も踏まえた、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を図ってまいります。

せるためにも消費者の「声」によりいっそう耳を傾けてください。 また、これらの情報が国民の日々の生活に生かされるためには、「食品安全委員会」自体の社会的な認知度向上が重要です。各媒体の活用状況や実施予定の意識調査の結果を踏まえ、貴委員会の存在や役割を広く周知するための効果的な施策を実施してください。	
2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。 【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】に関して 食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関しては適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。科学的根拠に乏しい場合は、迅速にリスク評価の見直しを行ってください。あわせて、新たな知見が得られた場合は、必要に応じて再評価を行ってください。 2018年に農薬取締法が改正され、2021年度から農薬の再評価制度が開始されます。国内外の最新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みが構築されようとしています。食品添加物についても、同様の施策を行うべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。	食品添加物の安全性の確保については、リスク管理機関である厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきものです。 このため、頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。 なお、食品添加物について同省からの諮問があった場合、食品安全委員会において食品健康影響評価を行うこととなります。

3. 整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。 【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して 未策定の「アレルゲン」の評価ガイドラインの策定を早急に進めてください。また2020年度計画（案）に示されているように「器具・容器包装」「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインの改定を着実に行ってください。	アレルゲンを含む食品については、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を踏まえ、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を進めています。 また、「器具・容器包装」及び「薬剤耐性菌」のガイドラインについては、改訂を着実に行ってまいります。
4. いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組んでください。 【第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して 近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害が発生しています。消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、気軽に手にすることができます。 一方で、消費者が「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて、学ぶ機会はほとんどありません。消費者はそれらを十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生しているのが現状です。一つでも多くの被害を減らすために、より分かりやすい情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションを行うことが重要です。 貴委員会が作成した「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって分かりやすく有用な情報であり、広く周知されるべきです。貴委員会はホームページやFacebookなどを通じて積極的な発信を行っていますが、消費者に十分に伝わっているとは言えません。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度を向上し、消費	いわゆる「健康食品」については、2019年度は、講師を地方公共団体に派遣し説明を行うとともに、冊子・リーフレット「いわゆる「健康食品」に関する報告書及びメッセージ」について、地方公共団体との意見交換会や学会において積極的に配布し、また、Facebook等を通じて情報提供を行いました。 令和2年度においても、地方公共団体や消費者団体等の御要望を伺いつつ、引き続き積極的に「健康食品」に関する意見交換や情報提供を行ってまいります。

者にとって「あたりまえ」な知識となるような工夫を行ってください。必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。	
5. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす（リスクのものさし）の作成を検討してください。 【第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項 (2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して 食品添加物や農薬等に対して不安や恐れを抱いている消費者は少なくありません。それらが適切にリスクを評価され、適正に管理されていることを消費者が理解するためには、丁寧な説明が不可欠です。しかし、専門的な用語を多く用いた詳細な説明では十分に伝わらず、消費者の理解は一向に進みません。そればかりか説明自体が分からないことが原因で、誤解を招きかねません。その結果、本来対応すべきリスクへの認識の低下や社会的にかけべきリスク管理のバランスが悪くなる傾向も見られます。 貴委員会は、食品健康影響評価の専門機関として、数多くの物質のリスク評価に取り組まれています。その知見を生かし、各物質が日々の生活や行動に潜む身近なリスクである食中毒、飲酒、喫煙などと比べて、どのくらいの影響があるのかを理解できる指標となる「リスクのものさし」が必要と考えます。	食品安全委員会では、各ハザードの食品健康影響評価書やリスクプロファイルについて、精講やFacebook等において分かりやすく説明する取組みを進めています。 今後も情報提供に当たっては、マスコミ関係者や消費者団体等との意見交換を行いつつ、工夫を重ねてまいります。

※御意見については、頂いたものをそのまま掲載しています。